

大阪市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市国民健康保険条例施行規則（昭和36年大阪市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料の告示)</p> <p>第15条 市長は、条例第14条第1項、第14条の2の5第1項、<u>第14条の6及び第14条の11</u>の規定により保険料率を決定したときは、速やかに告示するものとする。</p>	<p>(保険料の告示)</p> <p>第15条 市長は、条例第14条第1項、第14条の2の5第1項<u>及び第14条の6</u>の規定により保険料率を決定したときは、速やかに告示するものとする。</p>
<p>(保険料の減額)</p> <p>第15条の2 条例第17条の2第1項の市規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第15条の2 [同左]</p>
<p>[(1)～(3) 略]</p>	<p>[(1)～(3) 同左]</p>
<p><u>(4) 子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u> 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に第1号ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同号ア又はイに定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。）<u>（以下第1項第4号の1人当たり軽減額という。）</u>に当該世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額及び当該年度分の子ども・</p>	<p>[新設]</p>

子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に第1号ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同号ア又はイに定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。）（以下第1項第4号の18歳以上1人当たり軽減額という。）に当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）の数を乗じて得た額の合算額

- 2 条例第17条の2第2項の市規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

[(1)~(3) 略]

(4) 子ども・子育て支援納付金賦課額 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。）（以下第2項第4号の1人当たり軽減額という。）に当該世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額及び当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。）（以下第2項第4号の18歳以上1人当たり軽減額という。）に当該世帯に属する18歳以上被保険者の数

- 2 [同左]

[(1)~(3) 同左]

[新設]

を乗じて得た額の合算額

3 前2項の規定にかかわらず、保険料の賦課期日後に納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数、介護納付金賦課被保険者数若しくは18歳以上被保険者数の異動があつた世帯については、次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。）を第1項又は前項の市規則で定める額とする。

[(1)・(2) 略]

(3) 1世帯に属する被保険者数、介護納付金賦課被保険者数又は18歳以上被保険者数が増加した場合は、その増加した日の属する月から、第1項第1号の1人当たり軽減額若しくは第2項第1号の1人当たり軽減額、第1項第2号の1人当たり軽減額若しくは第2項第2号の1人当たり軽減額、第1項第3号の1人当たり軽減額若しくは第2項第3号の1人当たり軽減額、第1項第4号の1人当たり軽減額若しくは第2項第4号の1人当たり軽減額又は第1項第4号の18歳以上1人当たり軽減額若しくは第2項第4号の18歳以上1人当たり軽減額にその増加した被保険者数、介護納付金賦課被保険者数又は18歳以上被保険者数を乗じて得た額について月割をもつて算定した額及び第1項、前項又は第1号の規定による額の合算額

(4) 1世帯に属する被保険者数、介護納付金賦課被保険者数又は18歳以上被保険者

3 前2項の規定にかかわらず、保険料の賦課期日後に納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数若しくは介護納付金賦課被保険者数の異動があつた世帯については、次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。）を第1項又は前項の市規則で定める額とする。

[(1)・(2) 同左]

(3) 1世帯に属する被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が増加した場合は、その増加した日の属する月から、第1項第1号の1人当たり軽減額若しくは第2項第1号の1人当たり軽減額、第1項第2号の1人当たり軽減額若しくは第2項第2号の1人当たり軽減額又は第1項第3号の1人当たり軽減額若しくは第2項第3号の1人当たり軽減額にその増加した被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数を乗じて得た額について月割をもつて算定した額及び第1項、前項又は第1号の規定による額の合算額

(4) 1世帯に属する被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数が減少した場合は、

数が減少した場合は、その減少した日の属する月から、第1項第1号の1人当たり軽減額若しくは第2項第1号の1人当たり軽減額、第1項第2号の1人当たり軽減額若しくは第2項第2号の1人当たり軽減額、第1項第3号の1人当たり軽減額若しくは第2項第3号の1人当たり軽減額、第1項第4号の1人当たり軽減額若しくは第2項第4号の1人当たり軽減額又は第1項第4号の18歳以上1人当たり軽減額若しくは第2項第4号の18歳以上1人当たり軽減額にその減少した被保険者数、介護納付金賦課被保険者数又は18歳以上被保険者数を乗じて得た額について月割をもつて算定した額を第1項、前項又は第1号の規定による額から控除した額

- 4 条例第17条の2第4項の市規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に世帯主の世帯に属する被保険者であつて6歳に達する日以後の最初の3月31日以前であるものの数（以下未就学児数という。）を乗じて得た額とする。

[(1)・(2) 略]

- (3) 子ども・子育て支援納付金賦課額 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率（条例第17条の2第1項又は第2項の規定による減額をする場合にあつては、当該保険料率から第1項第4号の1人当たり軽減額又は第2項第4号の1人当たり軽減額

その減少した日の属する月から、第1項第1号の1人当たり軽減額若しくは第2項第1号の1人当たり軽減額、第1項第2号の1人当たり軽減額若しくは第2項第2号の1人当たり軽減額又は第1項第3号の1人当たり軽減額若しくは第2項第3号の1人当たり軽減額にその減少した被保険者数又は介護納付金賦課被保険者数を乗じて得た額について月割をもつて算定した額を第1項、前項又は第1号の規定による額から控除した額

- 4 [同左]

[(1)・(2) 同左]

[新設]

を控除した額)に10分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。)(以下第4項第3号の1人当たり軽減額という。)

[5 略]

6 条例第17条の2第5項の市規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

[(1)~(3) 略]

(4) 子ども・子育て支援納付金賦課額 世帯主の世帯に属する出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。)及び当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率(条例第17条の2第1項又は第2項の規定による減額をする場合にあっては、当該保険料率から第1項第4号の1人当たり軽減額又は第2項第4号の1人当たり軽減額を控除した額)に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。)(以下第6項第4号の

[5 同左]

6 [同左]

[(1)~(3) 同左]

[新設]

1人当たり軽減額という。)の合算額(当該出産被保険者が18歳以上被保険者である場合にあつては、当該出産被保険者(以下18歳以上出産被保険者という。)に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率(条例第17条の2第1項又は第2項の規定による減額をする場合にあつては、当該保険料率から第1項第4号の18歳以上1人当たり軽減額又は第2項第4号の18歳以上1人当たり軽減額を控除した額)に12分の1を乗じて得た額に、当該18歳以上出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。)を当該合算額に加えた額)

7 前項の規定にかかわらず、保険料の賦課期日後に納付義務の発生若しくは消滅又は出産被保険者数、介護納付金賦課出産被保険者数若しくは18歳以上出産被保険者数の異動があつた世帯については、次に掲げる額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。)を同項の市規則で定める額とする。

[(1)・(2) 略]

(3) 1世帯に属する出産被保険者数、介護納付金賦課出産被保険者数又は18歳以上出産被保険者数が増加した場合は、その増加した日の属する月から、前項の額に

7 前項の規定にかかわらず、保険料の賦課期日後に納付義務の発生若しくは消滅又は出産被保険者数若しくは介護納付金賦課出産被保険者数の異動があつた世帯については、次に掲げる額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。)を同項の市規則で定める額とする。

[(1)・(2) 同左]

(3) 1世帯に属する出産被保険者数又は介護納付金賦課出産被保険者数が増加した場合は、その増加した日の属する月から、前項の額について月割をもつて算定した

ついて月割をもつて算定した額及び同項又は第1号の規定による額の合算額

- (4) 1世帯に属する出産被保険者数、介護納付金賦課出産被保険者数又は18歳以上出産被保険者数が減少した場合は、その減少した日の属する月から、前項の額について月割をもつて算定した額を同項又は第1号の規定による額から控除した額

8 条例第17条の2第6項の市規則で定める

額は、当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率（世帯主の世帯に属する被保険者であつて18歳に達する日以後の最初の3月31日以前であるもの（以下18歳未満被保険者という。）について算定した額（条例第17条の2第1項又は第2項の規定による減額をする場合にあつては、当該額から第1項第4号の1人当たり軽減額又は第2項第4号の1人当たり軽減額を、条例第17条の2第4項の規定による減額をする場合にあつては、当該保険料率から第4項第3号の1人当たり軽減額を、条例第17条の2第5項の規定による減額をする場合にあつては、当該保険料率から第6項第4号の1人当たり軽減額をそれぞれ控除した額）に限る。）に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。）とする。

9 前項の規定にかかわらず、保険料の賦課期日後に納付義務の発生若しくは消滅又

額及び同項又は第1号の規定による額の合算額

- (4) 1世帯に属する出産被保険者数又は介護納付金賦課出産被保険者数が減少した場合は、その減少した日の属する月から、前項の額について月割をもつて算定した額を同項又は第1号の規定による額から控除した額

[新設]

[新設]

は18歳未満被保険者数の異動があつた世帯については、次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。）を同項の市規則で定める額とする。

(1) 納付義務が発生した場合は、その納付義務が発生した日の属する月から、前項の額について月割をもつて算定した額

(2) 納付義務が消滅した場合は、その納付義務が消滅した日の属する月の前月まで、前項の額について月割をもつて算定した額

(3) 18歳未満被保険者数が増加した場合は、その増加した日の属する月から、前項の額について月割をもつて算定した額及び同項又は第1号の規定による額の合算額

(4) 18歳未満被保険者数が減少した場合は、その減少した日の属する月から、前項の額について月割をもつて算定した額を同項又は第1号の規定による額から控除した額

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。